

別紙

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
<p>第1条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>(目 的)</p>	<p>(目 的)</p>
<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>
<p>1. 光学機器器具、事務用機器器具、音響・電気・通信ならびに電子機械器具、精密機械器具、医療機器、視聴覚機械器具、一般機械器具装置、写真感光材料、諸紙類、化学薬品、事務用品、スポーツ用品、保健用器具、家具室内装飾品、<u>再生可能エネルギーを利用した電力</u>ならびにこれらの関連商品の製造、販売、賃貸、修理および輸入</p>	<p>1. 光学機器器具、事務用機器器具、音響・電気・通信ならびに電子機械器具、精密機械器具、医療機器、視聴覚機械器具、一般機械器具装置、写真感光材料、諸紙類、化学薬品、事務用品、スポーツ用品、保健用器具、家具室内装飾品ならびにこれらの関連商品の製造、販売、賃貸、修理および輸入</p>
<p>2. ～ 9. (条文省略)</p>	<p>2. ～ 9. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>10. <u>電力その他のエネルギーの供給に関する事業</u></p>
<p>10. ～ 17. (条文省略)</p>	<p>11. ～ 18. (現行どおり)</p>
<p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>第16条 第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第16条 第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第17条 (条文省略)</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p>
<p>第24条 (取締役の責任免除)</p>	<p>第24条 (取締役の責任免除)</p>
<p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったこと</u>による取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったこと</u>による取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役または使用人であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>第32条 (監査役の責任免除)</p>	<p>第32条 (監査役の責任免除)</p>
<p>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったこと</u>による監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定によ</p>	<p>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったこと</u>による監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定によ</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>り、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 34 条 〽 (条文省略) 第 37 条 (新 設)</p>	<p>り、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 34 条 〽 (現行どおり) 第 37 条 附則</p> <p><u>第 25 条第 2 項および第 33 条第 2 項の変更は、平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) 中、会社法第 427 条第 1 項に係る改正が施行されることを条件に、当該施行日より効力を生じるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生をもってこれを削除する。</u></p>